

[阿部書記官]

令和 5 年(わ)第 2 8 号国家賠償等請求事件です。

[大倉裁判長]

はい、では開廷します。

[大倉裁判長]

原告の側で 9 月 4 日までに書面を提出するという話だったかと思いますがけれども。

[原告野村]

はい、書記官の方には伝えた通り、まず、前回の記述から 1 週間後に文書で間に合わないから、期日の延期の申し出をしました。それに対して、「認めない」というご判断をされて、仕方なく努力をしてたんですけども、やはり間に合いませんでした。

[大倉裁判長]

前回「1 ヶ月程度でできます」というところで言いましたよね？

[原告野村]

言いました。

[大倉裁判長]

うん。それでもできなかったということなんですか？

[原告野村]

いざ、まとめようと思って、文章を広げて、やりかかろうとしたところ、そもそも、訴状の内容があまり全てを網羅してしまうと、判断する側にも大変になるんで、それ一個一個の発言を取り出して、あたかもその一個一個の発言に違法性があるかのような構成にしてしまったんですけども、今回の違法行為、蘭越町と議会の違法行為というのは、そもそも根底に蘭越町が成した文書開示において、いわゆる情報公開法の第 5 条に反するものが含まれてた。それに対して、蘭越町の職員らに再三説明しているにもかかわらず、それを拒絶されて、仕方なく、何度も文書を出さざるを得なくなった。

その過程において、一部不適切な発言が存在した。ただ、そもそも、その法律違反をしているのは、蘭越町であるにもかかわらず、聞く耳を持たずに数時間、ちょっと記録に残るだけでも軽く 5 時間を超える説明をさせられた。その中には、一部、不法行為、その個別の発言に不適切なものがあつた。

私は不適切な発言だけを取り上げて訴状に織り込んだんですけども、今回、裁判所から依頼を受けて、それを求めに応じた形で構成しようと思ったんですけども、そもそも、一個一個の発言自体の違法性ではなくて、なぜ、その発言行為に至ったかの背景、これは、やはり網羅して説明すべき、と考えて、作りかけようとしたところ、明らかに時間が足りない。ということを感じて、それで 1 週間後に「文書を提出できないから、延ばして欲しい」という旨の願いを出しました。

[大倉裁判長]

ただそれはね、骨格として、一個一個の発言が違法であるから、国家賠償請求、ないし、損害賠償を求めるところは変わらないわけなんですよ。

[原告野村]

いえ、今も申し上げた通りで、時間の制約、それから全てを網羅してしまうと、相手も困る、裁判所も困る。だから、できるだけ短く、ピンポイントで、分かりやすいものだけで構成したのが訴状です。

[大倉裁判長]

はい

[原告野村]

ただ、それでは不十分だということで、今回、文書を作成しようと思ったんですけども、そもそもの背景が、一個一個の違法性に・・・一個一個の発言そのものの違法性ではなくて、その発言のバックグラウンドにある町としての意思決定、町としての違法行為がありながら、それを理由なく拒絶してる事実があるんで、それをまとめるのに膨大な時間がかかるという状況です。

[大倉裁判長]

いや、確認したいのは、結局、違法行為なり不法行為なので、基本的には何年何月何日のこの行為というのを特定して、それが違法であるかどうかというのを判断する枠組みになるっていうのはご理解されてますよ理解しておりますそうなったときにその具体的な行為が、訴状に書いてあったものから変わるという話なのか、行為自体は変わらないけれども、背景事情を出したいという話なのかどっちなんですか。

[原告野村]

後者です。

[大倉裁判長]

はい。行為自体は基本的には変わらないということでいいですね？

[原告野村]

変わりません

[大倉裁判長]

それは発言行為だけですね。

[原告野村]

そうです。

[大倉裁判長]

そうすると、まず、前回言ったのは、発言の日時とか、場所も特定しきれてないという話だったんですけども、そこは、現在では、何か特定作業は進んだんですか？

[原告野村]

進んでます。ただ、いま申し上げた通り、訴状の中で取り上げたのは、膨大な発言がある中で、ここが問題だと、ピンポイントで私が選んだものだけなんですね。いま申し上げた背景事情全てを説明しようとする、全ての発言を書き起こして明確にする必要があって、それにちょっとかなりの手間を取られているのが現状です。

[大倉裁判長]

具体的には、あとどれぐらいかかりそうな感じですか？

[原告野村]

いや、本当は今日出すつもりだったんですけど、やっぱり間に合わなくて、1ヶ月後であれば、多分、大丈夫だろうとは思うんですけども、もし、「確実に」と言われるのであれば、2ヶ月いただけるとありがたいです。

[大倉裁判長]

ただ基本的には、なぜ、その行為が違法なのかというところも含めて、訴えを提起する段階で準備してなければいけない話ですし、そういう前回からも1カ月ありましたので、1ヶ月後でよろしいですか？

[原告野村]

すいません。その答えにお答えするのに、ちょっと質問があるんですけど、よろしいですか？

[大倉裁判長]

どうぞ。

[原告野村]

これ訴状のどっかにも入れたと思うんですけども、そもそも、私が問題としてたのは、蘭越町のスキー場の売買に至る内容にすごく問題が感じられて、それを調査したというところでございます。この行為は私の利益には何もなくて、ほとんどボランティアで、100時間を超える時間をかけて、私としては無報酬で、公園の掃除を1年間続ける人以上の手間をかけて、ボランティアでやってる。ただ、それについては、刑事事件なんで、当然、警察が動かなければ、どうにもならない。私ではどうにもならない。刑事事件としての告訴状は、何とか出すことができたんですけども、それを捜査するかどうかは警察次第で、僕の知る限り、警察は経済事件に対しては、なかなかやろうとしない。やろうとしないんだったら、しょうがないから、私ができることとして、その中で発生した民事事件になり得るところ、実際、それスポットで見てもですね、十分、私は損害を受けていると思ってまして、それを国賠として並行して出したものでございます。

その中で刑事に係る部分は、当然、私の個人的な損害にはなり得ないんで。その過

程で出た今回の名誉毀損、侮辱行為、そういったものを出さざるを得ないんですけども、こういった行為というのはですね、旭川のいじめ事件に代表される通り、いじめられる側、いじめる側というのがあって、いじめられる側がですね、これを明らかにしようとするのは膨大な時間がかかる。それは、刑事が動いてくれれば、まだいいけれども、刑事って、なかなか動かないんで、そうすると、もう刑事が動かないから、仕方なく、民事でやらざるを得ない。

民事でやるにはですね、その侮蔑発言を一個一個拾い出してまとめる作業ってのは、ものすごく時間がかかって・・・ちょっと私、被害者意識があるんですよね。被害者としては、とても苦痛な作業なんです。それを、一応、私は訴状では、できる限りのものをまとめてお出しした。前回の期日において。確かに、私も安易に「1ヶ月できる」と申し上げたかもしれませんが、速やかに私は、「それはやっぱり間に合わない」という意思表示をした。でも、それに対して、断られてしまった。僕は、裁判というのは、唯一の民事的なトラブルを解決するための公的な裁判・・・機会だと思ってまして、それ別に弁護士費用を払える人だけのものじゃなくて、行政書士がいなくても行政手続きができたり、税理士にお金払わなくても税申告ができるように、弁護士お金払わなくても司法サービスが受けられるべきだと思ってて、それで僕はこの場に臨んでおります。ただ私は何も分かんないわけじゃなくて、それなりの作法をこれは文章にしろ、立ち居振る舞いにしろ勉強してますし、ちゃんと粗相がないようにやってるつもりなんです。であるにもかかわらず、立証責任は私にしかない。これを拒絶するのは簡単。「そういう事実はない」と、「認めない」とだけ言っていれば、簡単な話でね。つまり、立証する側に多大な手間が掛かるにも関わらず、それを説明しているのに、安易に1ヶ月を「ダメ」と答えることに対して、僕はすごく不満を持ってる。1ヶ月を。逆に、僕はなぜ、それを認めてくれなかったのかの説明を求めたい。

僕に対して「1ヶ月でできるか?」「できるのか?」と詰める前に、なぜ僕が、説明して、書記官にも説明しているにも関わらず、それを、断ったのか僕はすごく不信

感を持ってるのはね、「1ヶ月で約束通りに出せなかった場合においては、裁判官の判断で、この場で終わるかもしれない」みたいなことを、言われた。それは困ると、だから、一生懸命やろうとしてるけども。それに対して、なぜダメなのか、説明が全くなくて、そういう冷たい反応を裁判所がしてしまうのであれば、こういった立証が困難なイジメとか、名誉毀損だとか、そういったものは、いつまでたってもね、民事的な解決が不可能になるんです。だから、僕はあなたがなぜ、前回、それを、認めなかったのか、説明を求めます。

[大倉裁判長]

期日変更を認めなかった理由ですか？

[原告野村]

期日変更の背景には、その証拠の準備が間に合わない、と、9月4日までに出すと言っていた内容が、とうてい間に合わないから延期したい、という内容を、僕は明記してある。その文章の中には。

[大倉裁判長]

はい、一つは、前回、あなたご自身で1ヶ月程度と言われたので、それを前提に今回の期日は設定しました。ここまではよろしいですね？

[原告野村]

いいんですけど、一旦、口に出してしまったとしても、やはり思い直して、これは訂正の必要があるというのは、しばしばある話で、それを裁判所は、いっさい認めないんですか？

[大倉裁判長]

通常、期日の変更は、顕著な事由があるときに限って認めるという法律があるんです。これはご存知ですか？

[原告野村]

それは書記官から聞きました。ただ、私は、あらかじめ、背景事情というのは、文書で明記してある。「膨大な時間がかかるから延期したい」と。つまり、延期した

いのは、僕の個人的な事情、そのとき結婚式があるとか、旅行に行くとかじゃなくて、やむを得ない事情があるということを明記している。にもかかわらず、なぜ延期を認めないんでしょうか？

[大倉裁判長]

一度、1ヶ月でいいと言われた以上、それを変更するわけにはいかない。

[原告野村]

裁判所は、一旦ね・・・思い直しを許さない役所というか機関なんですか？

[大倉裁判長]

基本的には、ご自身で「守る」と言ったことは、守ってもらわなければ、裁判というのは、公平に進まないということですよ。

[原告野村]

いや・・・あのね・・・でもなんだ・・・誰にだって、間違いってあって、僕だって、できるだけ、一字一句、間違いないように作ってるつもり、何回も何回も見直して。それでも誤りってのは起きてしまって、それを補正するために補正書というものが存在したり、訂正っていうことが、裁判の過程の中でも、頻繁に行われるものじゃないんですか？

[大倉裁判長]

ですので、記述自体は、本日開いた上で、今日、お話をお伺いしてるんですよね。

[原告野村]

いや、僕聞いているのは、なぜ認めなかったかということを聞いているんです。

[大倉裁判長]

期日自体を変更するだけの理由がないので、今日は、来ていただいて、お話を聞いているってことですよ。

[原告野村]

あの・・・

[大倉裁判長]

(不明) だけでは、規律変更には至らなかったということです。

[原告野村]

そしたらですね、さっきの 1 ヶ月というのは、やっぱり 2 ヶ月かかります。

[大倉裁判長]

そうですか。はい。

[原告野村]

これ、すいませんね。ちょっと、僕も、今回、断られた件で、ものすごく不信感を持って、裁判所はさておき、この裁判の進め方について、ものすごく不信感を持って、これね、裁判体としては、どういう進行をお考えなんでしょうか？

[大倉裁判長]

といいますと？

[原告野村]

何回目で終わるつもりなんですか？いつまで私の主張を認めて、どの段階で、主張を完了とみなして、判決に行くのかについてお尋ねしたいんですけど、

[大倉裁判長]

それは、どういうものが出てくるかを見ないと、確定的なことは言えませんが、基本的には、必要な主張立証が出揃った段階で完了ということになりますよね。

[原告野村]

それは、僕は書記官にも聞いたんですけど、「僕は今までの経験ではそうだった」と。全て出払って、「これでよろしいですか」と言われて、「次回結審」みたいな「次回判決」みたいなこと言われてた。ただ今回、僕は、裁判官書記官に聞いている。阿部さん、いろいろ教えてくれますけど、聞いている中では、とにかく、その裁判官が決めることで一切何も答えようとしない。僕も経験あるから、それ仕方ないと思いますけれども、ごめんなさい、ちょっと声が大きくなって申し訳ないけど、結局、この場でなければ何も裁判体からの反論が返ってこないんで、僕も不安になるわけですね。



書記官が「答えられない」と言うのは、僕も理解できる。でもね、こちらとしては、「間に合わないから、もうこれで終わりです」と、「次回判決です」ということをやられてもしようがない説明しかもらえなかったんです。それが、一旦出したものは覆らないという、大前提のもとで、裁判が行われているようなことかのような、認識をこの場の説明でも、されている裁判長が。1 回決めてしまっ僕が言ったものに対して覆らないかのような言い方をしてる。けれども、それは僕は、到底適切な進め方という風に思えない。

[大倉裁判長]

ですから、別に今日は出てないからといって、今日、終わりにするとは言っていないですね？ 今、ご事情が分かりましたので 2 ヶ月後でよろしいんですね？

[原告野村]

2 ヶ月後でいいです。

[大倉裁判長]

具体的には何月何日ですか。

[原告野村]

9 月の・・・今日は 1 3 ですから、1 1 月 1 3 日以降です。

[大倉裁判長]

提出の締め切りは 1 1 月 1 3 日でよろしいですね？

[原告野村]

いいです。

[大倉裁判長]

裁判の日は 1 1 月 2 2 日とかで、いかがでしょうか？

[原告野村]

私は大丈夫です。

[被告側弁護人]

ちょっと差し支えでした。

[大倉裁判長]

2 9、水曜日であります。

[被告側弁護人]

お受けできます。

[被告側弁護人]

1 2 月 3 日だと？

[被告側弁護人]

(不明)

[大倉裁判長]

1 2 月 6 日だということです。

[原告野村]

はい。すいません、1 1 月 6 日は・・・

[大倉裁判長]

ちょっとすいません。1 1 月 2 2 日は被告、差し支えなので。

[被告側弁護人]

1 2 月、言い間違えた 1 2 月 6 日。

[原告野村]

1 2 月の 6 日、はい、大丈夫です。

[被告側弁護人]

(不明) 1 ヶ月という話もあったので、早めに出せるようであれば、出していただいて、こちらの方で判断を進めるということでしたと思いますので、早めに出せるのであれば、早く出してください。

[原告野村]

わかりました。

[大倉裁判長]

1 2 月 6 日午後 1 時 3 0 分、次回お願いします。

はい。

原告の書面提出は 1 1 月 1 3 日。

[原告野村]

～抜粋は以上～